

平成二十七年十一月 吉日

一般財団法人 新潟県剣道連盟

会長 齋藤 榮

(公印省略)

関係各位

●剣道昇段審査会開催御案内

錦秋の候、貴会には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
つきましては、左記の通り昇段審査会を開催いたしますので、貴関係各位多数受審下さいますようお願い申し上げます。
ますようお願いするとともに、ご案内申し上げます。

記

- (一)日 時 平成二十七年十一月十三日(日) 午前八時十分～八時三十分受付 九時三十分開会式 九時四十分審査開始
- (二)会 場 長岡市民体育館武道場 長岡駅より約2km(バス5分)長岡市学校町一丁目二番一号 ☎(0258)341-700
- (三)審 査 初段から四段まで
- (四)審査方法 全日本剣道連盟段位審査規定及び審査細則
- (五)審査内容
 - (1)実技審査
 - (2)日本剣道形
 - ・初段……太刀一本目、二本目、五本目
 - ・二段……太刀一本目から五本目まで
 - ・三段……太刀一本目から七本目まで
 - ・四段……太刀一本目から七本目まで、小太刀一本目から三本目まで

(3)学科試験(筆記用具持参)

段 位	審 査 料	登 録 料	合 計
初 段	四,〇〇〇円	九,〇〇〇円	一三,〇〇〇円
二 段	四,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一五,〇〇〇円
三 段	四,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一七,〇〇〇円
四 段	四,〇〇〇円	一四,〇〇〇円	一八,〇〇〇円

※注 日本剣道形のみを受審者は、再審査料二,〇〇〇円と受審段位の登録料を納めてください。

(六) 携帯行品

・剣道具 ・木刀 ・筆記用具 ・剣道手帳 ・万一の用意に保険証(コピーでも可)

(八) 受審資格

- ・初段……一級受有者で、審査当日満十二歳以上の者
- ・二段……初段受有後、一年以上修業した者
- ・三段……二段受有後、一年以上修業した者
- ・四段……三段受有後、三年以上修業した者で、且つ公認審判員講習会を受講済の者

※尚、貴会関係の中学校・高等学校に併せてご案内いたします。詳しくお問い合わせ申し上げます。

主 管 長岡剣道会 会長 上 谷 洋 二

◎事務局 長岡市十日町三四一七

大 岩 裕 志

☎(0258)221-2426(自宅)

携帯 090-1885310-483